

第二次柏崎市子ども読書活動推進計画

ーかしわざき子ども読書プランー



令和2（2020）年3月

柏崎市教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
1	計画の趣旨や位置付け等	1
2	計画の目標	2
3	基本方針	2
4	子どもの読書に関するアンケートについて	2
第2章	子ども読書活動の現状と課題	
1	家庭・地域における取組と現状	4
2	保育園・認定こども園・幼稚園における取組と現状	5
3	学校における取組と現状	6
4	図書館（ソフィアセンター）における取組と現状	9
第3章	子ども読書活動推進のための施策	
1	「絵本で子育て」の推進（継続・充実）	13
2	「家庭読書(家読)」の普及・定着（継続・新規）	14
3	児童図書 <small>うちどく</small> の整備と利用促進（継続）	14
4	読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用（継続）	15
5	読書関係職員研修の充実（継続）	15
6	学校図書管理システム導入の研究・検討（継続）	16
7	学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討と学校読書支援員による巡回支援（継続・充実）	16
8	学校図書館の施設及び資料整備の充実（継続）	16
9	子ども読書活動の広報・啓発（継続）	17
第4章	施策の効果的な推進に必要な事項	
1	推進体制	18
2	進行管理	18
資料		
	・子どもの読書活動の推進に関する法律	19
	・学校図書館法	21
	・文字・活字文化振興法	23

※第二次計画策定にかかるアンケート調査について

児童・生徒及び保護者への読書に関するアンケート調査は平成30（2018）年度に、子どもの読書に関わる施設への子どもの読書活動調査は令和元（2019）年度に実施しました。

第1章 子ども読書活動推進計画の策定に当たって

I 計画の趣旨や位置付け等

(1) 計画の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため平成13（2001）年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、柏崎市では平成27（2015）年3月に「柏崎市子ども読書活動推進計画（かしわざき子ども読書プラン）」を策定し、地域・家庭・学校等で5年間にわたり様々な取組を行ってきました。そして、子どもの読書活動を更に推進していくため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「第二次柏崎市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 計画の目的

子どもたちが読書に親しむことは、健やかな成長や生きる力につながります。本を読むことで、子どもは言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。このため、第一次計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、更なる子ども読書活動を推進するための施策の方向性や取組を示します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画です。

「柏崎市第五次総合計画」を始め、「第三次柏崎市生涯学習推進計画」及び「柏崎市教育大綱」などとの整合を図ります。

(4) 計画の対象と期間

本計画の対象はおおむね18歳までの子どもとしますが、取組の主体は保護者を始め、^{*}読書ボランティア及び読書に関わる全ての市民とします。

※読書ボランティア：学校、保育園・認定こども園・幼稚園、図書館又はコミュニティセンターなどで絵本の読み聞かせ、紙芝居、又は図書修理などを行うボランティア

計画の期間は、令和2（2020）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの5年間とします。

(5) 読書活動の内容

本計画における「読書活動」とは、「本を読む」のみならず、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想文などを書く」、「調べるために本、雑誌、学習漫画、新聞、インターネットを活用する」とします。

2 計画の目標

(1) 読書習慣の形成

子どもが自主的に読書をする習慣の形成を目指します。

(2) 読書環境の整備

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館を始めとした公共教育機関などそれぞれの場面において発達段階ごとの子どもを取り巻く読書環境の整備を目指します。

3 基本方針

(1) 自主的な読書活動の推進

子どもたちの読書機会を増やすには、子ども自身が読書活動の楽しさや意義を知ることが大切です。それには、子どもが日常の中で自主的に読書活動に取り組めるようにすることが必要です。

日常生活の中で子どもが自ら読書に親しみ、習慣となるよう子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

(2) 読書機会の提供と諸条件の整備

0歳から18歳に至るまで発達段階に応じて、子どもが生活の中で自主的に読書活動を行うことができる環境を整えることが重要です。

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館等がそれぞれ独自に、又は相互に連携・協力して子どもの読書活動の推進が図られるような読書機会の提供とその取組に必要な諸条件の整備に努めます。

(3) 読書活動推進に関する啓発活動の促進

乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者等に伝え、子どもたちに読書の楽しさや意義を理解してもらうための啓発活動は、子どもの自主的な読書活動を推進するために重要です。

「絵本で子育て」や「家庭読書」を始め、子どもの読書活動につながる取組を進めるための啓発活動を関連機関や施設等が連携・協力しながら促進します。

4 子どもの読書に関するアンケートについて

この二次計画を策定するに当たり、次のとおり調査を実施しました。

子どもの読書に関するアンケート調査 平成31（2019）年2月実施

調査対象者		対象数	調査数	回収率
児童・生徒	小学校2年生	652 人	642 人	98.5 %
	小学校5年生	670 人	647 人	96.6 %
	中学校2年生	737 人	699 人	94.8 %
	計	2,059 人	1,988 人	96.6 %
保護者	保育園・認定こども園・幼稚園（年中児）の保護者	565 人	453 人	80.2 %
	小学校2年生の保護者	652 人	588 人	90.2 %
	小学校5年生の保護者	670 人	577 人	86.1 %
	計	1,887 人	1,618 人	85.7 %
合 計		3,946 人	3,606 人	91.4 %

施設の読書活動調査 令和元（2019）年6月実施

対象者	対象数及び調査数
保育園・認定こども園・幼稚園	33 園
コミュニティセンター	31 館
小・中学校、中等教育学校、特別支援学校	35 校

読書ボランティア活動調査 令和元（2019）年7月・9月実施

対象者	調査協力者数
読み聞かせ等の子どもの読書に関わるボランティア	13 人

第2章 子ども読書活動の現状と課題

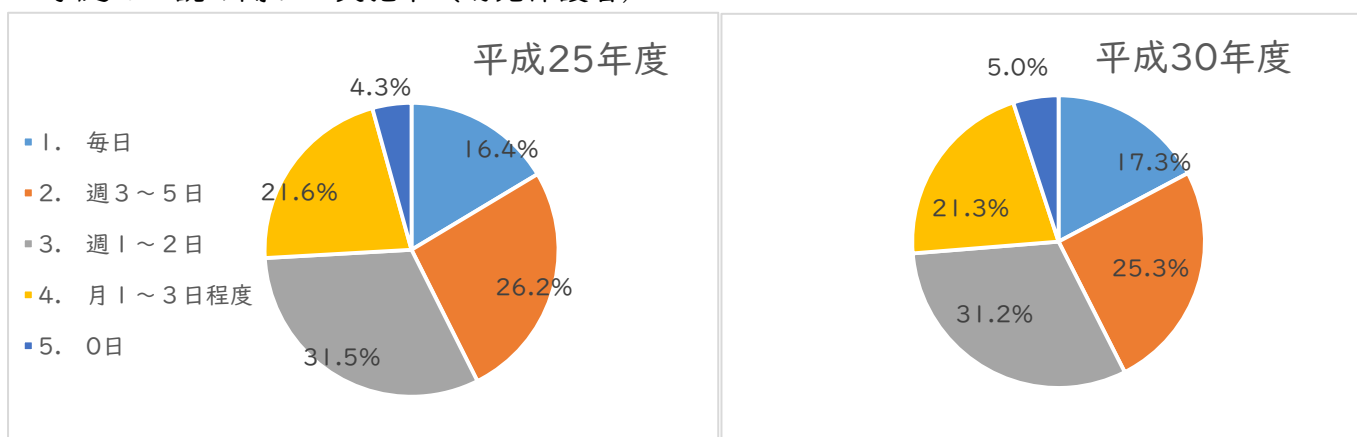
第一次の推進計画により平成27（2015）年度から取り組んだ内容と状況は次のとおりです。

1 家庭・地域における取組と現状

●家庭での取組等

- ・家庭での読み聞かせの充実を図るために、読み聞かせ講座、絵本イベント、絵本の紹介などを通じて、保護者に読み聞かせの効果などに関する啓発を行いました。

家庭での読み聞かせ実施率（幼児保護者）



読み聞かせを週3日以上行っている保護者は、平成26（2014）年調査時と同じく約4割です。

●地区コミュニティセンターなどの子ども読書活動

	児童図書設置	絵本読み聞かせ活動 (子育てサークル主催)	絵本読み聞かせ活動 (コミセン主催)	貸出文庫利用
平成26年度	16 館	4 館	1 館	12 館
令和元年度	22 館	2 館	1 館	13 館

児童図書設置館は、約2割増加しました。

●子育て支援室及び子育て世代包括支援センター等の読み聞かせ

- ・保育園に併設の子育て支援室や子育て世代包括支援センターでは、保育士等がほぼ毎日読み聞かせを実施しています。
- ・平成28年度から図書館職員による「出張おはなし会」を実施しています。

年 度	実施回数	参加者数
平成28年度	25 回	延べ 726 人
平成29年度	24 回	延べ 792 人
平成30年度	21 回	延べ 739 人

●放課後児童クラブの貸出文庫利用

- ・放課後児童クラブは、引き続き9団体が貸出文庫を利用しており、子どもたちが多様なジャンルの図書を読む機会になっています。

■まとめ

地区コミュニティセンターなどで児童図書の設置が増え、子どもたちが児童書に触れる機会が以前より充実しました。

また、読み聞かせの知識と経験の豊富な図書館職員による「出張おはなし会」の実施により、子どもたちの絵本に触れる体験も、より充実したものとなりました。

しかし、家庭での読み聞かせがあまり進んでいない状況にあり、今後更なる取組の推進が必要です。絵本の読み聞かせにあまり関心のない家庭での読み聞かせの充実を図るために、保護者や祖父母等に対する絵本の紹介の仕方や、読み聞かせの意義・効果のPR方法など、より工夫をした啓発活動を考えていく必要があります。

2 保育園・認定こども園・幼稚園における取組と現状

●絵本読み聞かせの実施状況

- ・週3～5日実施していた園が、毎日読み聞かせをするようになり、33の全ての保育園・認定こども園・幼稚園で、毎日の絵本の読み聞かせが実施されました。

●絵本の貸出し

各園から保護者への絵本貸出しの状況

	実施率
平成26年度	88.6 %
令和元年度	90.9 %

- ・実施率は2.3%増加しました。
- ・保護者からは、「図書館へ行かなくても園で借りることができ便利」と好評を得ています。

●貸出文庫の利用

保育園・認定こども園・幼稚園への貸出し

	利用園数	利用率
平成26年度	24 園	68.6 %
令和元年度	27 園	81.8 %

- ・利用率が13.2%増加と大きく伸びています。
- ・園からは、「園所蔵以外の多くの図書等が利用できる。」と評価されています。

■まとめ

保育園・認定こども園・幼稚園においては、絵本等の読み聞かせが毎日行われており、園児は絵本等の楽しさに触れる機会が十分あります。

そして、各園から保護者への絵本等の貸出しも進んでおり、保護者からも喜ばれています。

また、各園への貸出文庫の利用も大きく伸びており、それぞれの園が利用できる書籍等の充実が図られました。

今後も、園での読み聞かせ環境を充実させるとともに、保護者に絵本の紹介や読み聞かせの意義と効果の啓発活動を継続していく必要があります。

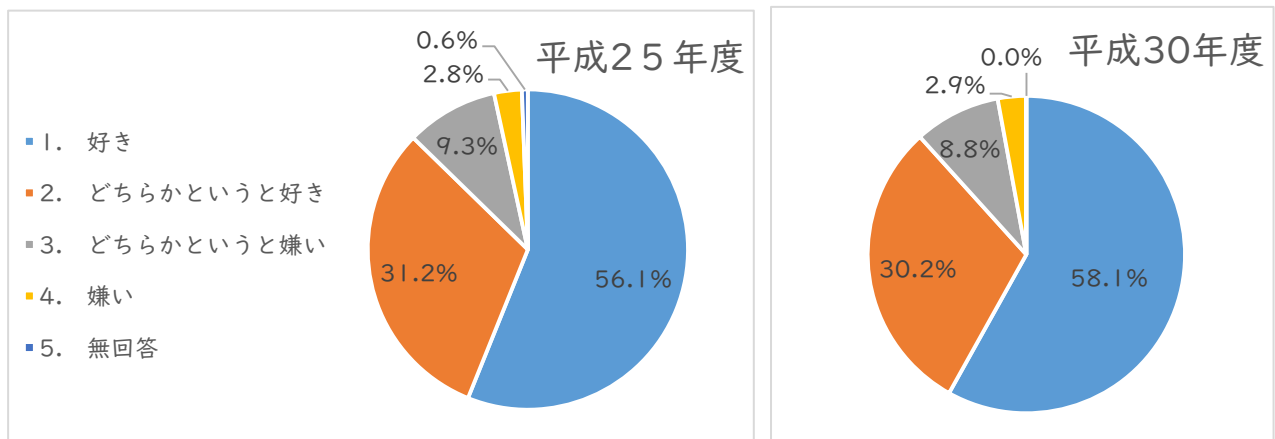
3 学校における取組と現状

●子どもの読書に対する興味と読書習慣

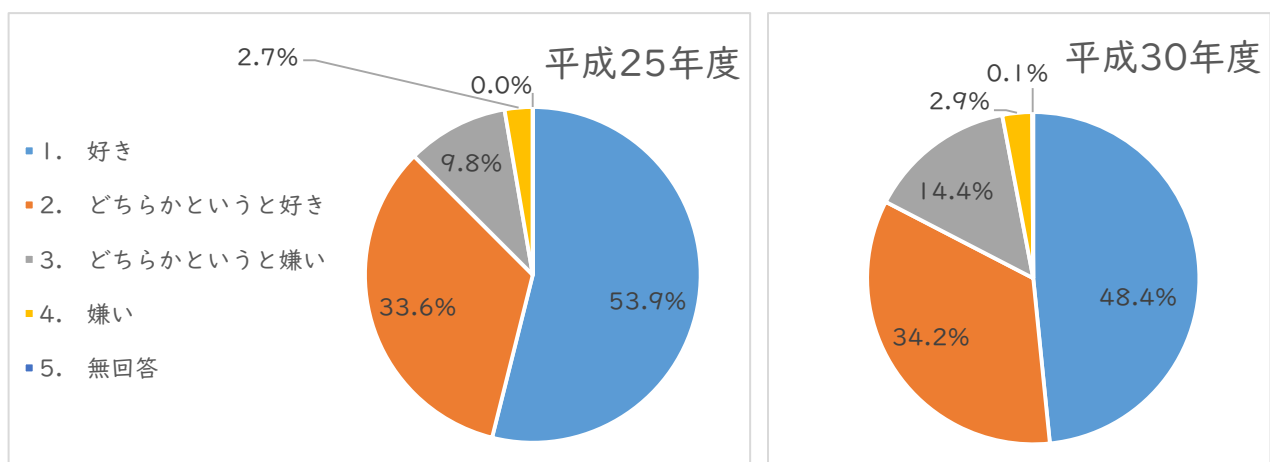
・読書に対する興味

小学生では「好き」と回答した児童が僅かに増えましたが、中学生では減っています。

小学生

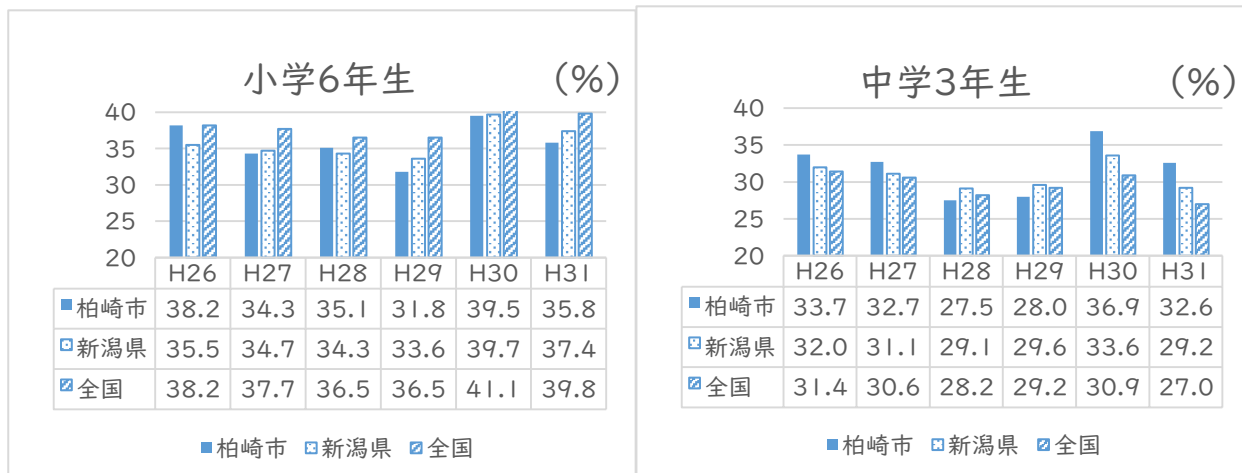


中学生



・読書習慣

毎年実施されている全国学力・学習状況調査における読書に関する状況
家や図書館で1日当たり30分以上読書をする子どもの割合



- ・読書習慣は年度により変動があり、定着しているとは言い難い状況が続いています。
- ・中学生は、全国、新潟県を上回っています。

●学校図書館を利用しない理由

「読みたい本がない」と回答した割合

	平成 25 年度	平成 30 年度
小学生	27.4 %	26.7 %
中学生	34.8 %	30.8 %

- ・学校図書館を利用しない理由は、「読みたい本がない」が一番多くなっています。児童・生徒が「読みたい」と思う、又は興味を持つような学校図書の整備充実を進めることにより、割合が僅かに改善されました。

●電子書籍の利用

- ・パソコンやスマートフォン等の電子端末機で物語や小説を「よく読む・たまに読む」子どもは増加しています。

	平成 25 年度	平成 30 年度
小学生	14.7 %	17.8 %
中学生	26.4 %	31.8 %

●図書データの管理

- ・図書をパソコン等でデータ管理しているのは、小学校は20校中5校(25.0%)、中学校は12校中4校(33.3%)です。

・学校図書管理システムの導入

図書管理システムにより、蔵書の管理・統計等には有効性を見込めますが、それ以外の面では費用対効果が見込めないため、学校図書館において導入はされていません。

●朝読書の実施状況

		平成 26 年度	令和元年度
小学校	毎日	3 校	1 校
	週に 3～4 回	6 校	12 校
	週に 1～2 回	11 校	6 校
	実施なし	0 校	1 校
中学校	毎日	3 校	5 校
	週に 3～4 回	9 校	7 校

- ・小学校は、週に 1～2 回実施の学校が大幅に減り、週に 3～4 回実施の学校が倍増しましたが、校時表の変更により、朝読書の時間が取れない学校が 1 校ありました。中学校は、週に 3～4 回実施の学校が減り、毎日実施している学校が増えています。

●移動図書館（自動車文庫）の利用状況

- ・図書館利用が困難な児童に読書の機会を提供するため、図書館から月に 1 回程度、移動図書館車に本を載せ、小学校で巡回貸出しを行っています。学校の業間休みやお昼休みに児童が自身で読みたい本を選び、直接借りることができます。移動図書館は、現在柏崎小学校以外の小学校 19 校が利用をしています。

	平成 26 年度	令和元年度
利用小学校数	16 校	19 校

- ・遠方で市立図書館の利用が難しい小学校では、一人当たりの貸出冊数が多い傾向があります。

●貸出文庫の利用状況

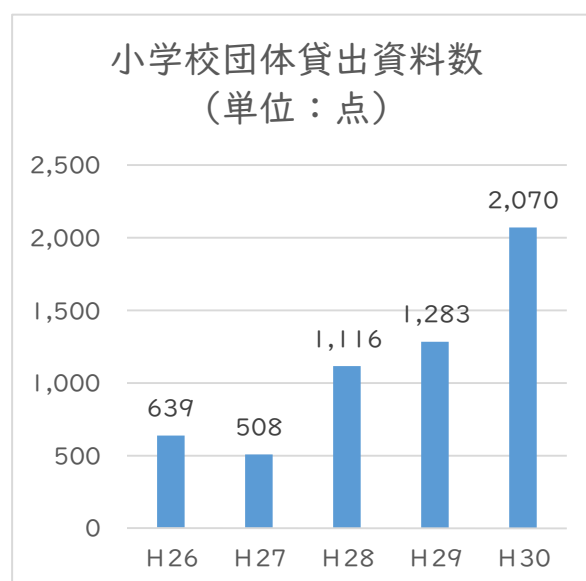
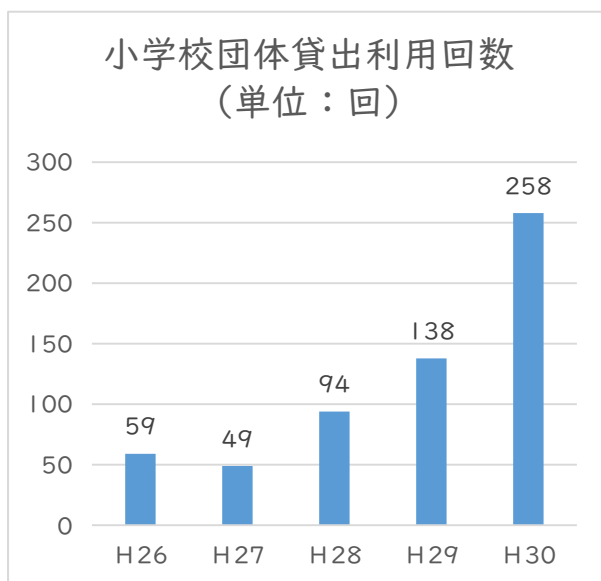
- ・学校図書館では、児童に提供する十分な本を配置できないため、利用希望のある小・中学校へ 40 冊から 50 冊程度、約 2 か月間（年 6 回）配本し、学校で利用ができます。

	平成 26 年度	令和元年度
小学校	6 校	10 校
中学校	1 校	4 校

- ・小中学校とも利用する学校が増加しています。

●市立図書館から学校へ貸し出す団体貸出の状況

調べ学習や授業で使用するために市立図書館の図書や資料を団体貸出します。



・学校図書館で対応ができない種類や数量に対応するために市立図書館の資料を事前に準備し、学習に使用しています。

■まとめ

学校での朝読書の実施回数は全体的に増加しており、特に中学校では毎日実施している学校が増えました。

さらに、学校が利用する移動図書館や貸出文庫、団体貸出がそれぞれ増加しており、学校において幅広いジャンルの多数の書籍の利用が可能となりました。

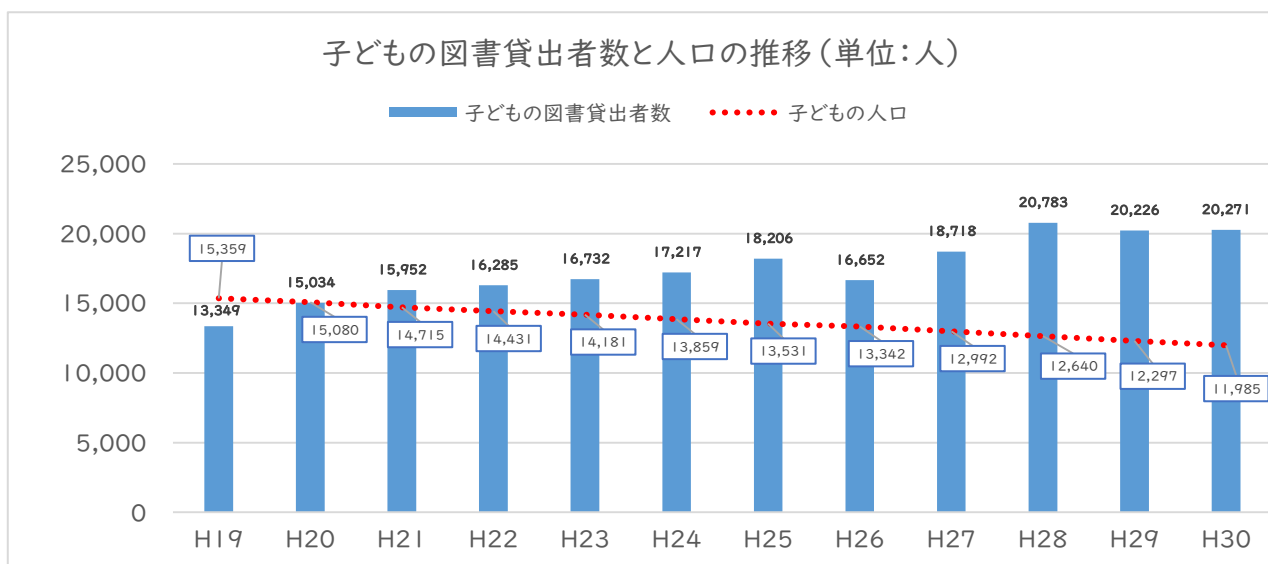
しかし、読書習慣は年度により変動があり、定着しているとは言い難い状況が続いています。学校図書館を利用しない子どもに対して「その子どもたちはどのような本が読みたいのか」、あるいは「学校はどのような本を読ませたいのか」等の分析も含め、学校図書の更なる整備充実を図ることができかが課題となります。

4 図書館（ソフィアセンター）における取組と現状

●子どもの資料貸出者数

1日の平均貸出者数

	平成 26 年度	平成 30 年度
一日の平均貸出者数	49.2 人	60.5 人



●子どもの資料貸出冊数

1年間の子どもの資料貸出冊数

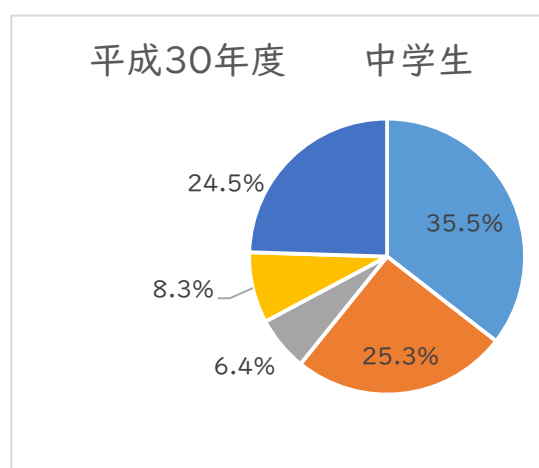
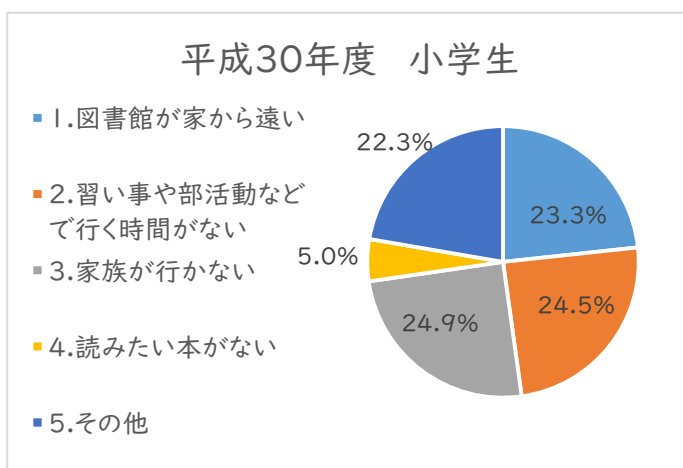
	平成 26 年度	平成 30 年度
資料貸出冊数	65,185 冊	73,406 冊

●子どもの利用率と利用しない理由

図書館に「ほとんど行かない」と回答した割合

	平成 25 年度	平成 30 年度
小学生	58.6 %	58.7 %
中学生	82.0 %	83.1 %

図書館に行かない理由



- ・小学生は「家族が行かない」が一番の理由です。
- ・中学生は「図書館が家から遠い」、「習い事や部活などで行く時間がない」の2つが多くなっています。
- ・小学生から中学生になると「読みたい本がない」が増え、興味の対象が広がっていることがうかがえます。

●学校読書支援員による支援

市内全ての小・中学校において、図書館主任は、本来の教諭の業務の傍ら学校図書館の業務を担当しています。したがって、資料の選択・収集、図書資料整備及び読書活動の指導など学校図書館の業務を専任として行うことが難しい現状です。

そこで、学校図書館がより良く機能するための支援として、平成 28（2016）年度から学校読書支援員を配置しました。

・学校読書支援員の配置

平成 28（2016）年度 2名

平成 29（2017）年度 4名

・市内小学校 20 校を 4 名で巡回しています。（1人5校）

・図書の受入・廃棄・修理などの資料整備及び読書指導などを行い、学校図書館の読書環境整備と児童に対する読書支援を行いました。

●かしわざき子ども司書養成講座の実施

図書委員会児童が本の分類、配架、本の紹介のためのポップづくり、読み聞かせの実演など司書としての基本知識・技能を習得する講座です。

平成 27・28（2015・2016）年度 柏崎小学校、北鯖石小学校

平成 29（2017）年度 比角小学校、荒浜小学校、大洲小学校

平成 30（2018）年度 日吉小学校、田尻小学校

・学校全体の読書活動のリーダーとなることにより、学校読書の推進に貢献しています。

●子ども向け事業

・毎年、夏休み子ども一日図書館員には、4 回の実施に、合計 24 人が参加しています。

・絵本作家による講演会やワークショップなど多くの事業を、関係団体等と連携しながら行っています。

●乳幼児・親子向け読書活動の推進

図書館で行っている読み聞かせ会、お話会等の実施状況

平成 26 年度	・読み聞かせ会、紙芝居、おはなし会等 延べ 16 回実施	参加者	延べ	646 人
平成 30 年度	・読み聞かせ会、紙芝居、おはなし会等 延べ 61 回実施	参加者	延べ	622 人

・数多くの機会を提供できる体制がとれました。

●読み聞かせボランティアの育成

・「はじめての絵本セミナー」「読書ボランティアスキルアップ講座」「絵本の読み聞かせボランティア交流研修会」等を開催し、ボランティアのスキルアップや経験をいかすために交流の機会を持ちました。

・地域のボランティアによる読み聞かせは、18 の小学校でも行われています。

●ブックスタート事業

- ・絵本の読み聞かせを通して乳児の健やかな成長を促すとともに、家族のふれあいを深めることを目的とし、平成 30（2018）年度から4か月健診時に赤ちゃん絵本を一人2冊プレゼントしています。乳児 348 人に絵本を贈り、早い時期から絵本に触れ、親しむことや、保護者が読み聞かせを行うきっかけづくりをすることができました。保護者から高い評価を得ています。

●年齢別おすすめ絵本リスト作成、配布

- ・ブックスタート事業の開始と併せて、「ふぁーすとぶっく（0～2歳向け）」「せかんどぶっく（3～5歳向け）」の2つのリストを作成、図書館や健康管理センターなどに設置し、配布しています。

●絵本で子育て事業による普及・啓発

- ・オリジナルのシンボルマークを作成し、それを絵本読み聞かせや子育てイベントチラシ、ポスターに用いて「絵本で子育て」の普及・啓発を行いました。

■まとめ

読み聞かせボランティアの育成では、経験をいかすために交流の機会を持ち、ボランティアのスキルアップがなされ、地域や学校、ブックスタートボランティアへと活動が広がりました。

また、ブックスタート事業や年齢別おすすめ絵本リスト作成・配布、絵本で子育て事業のオリジナルのシンボルマークの作成、かしわざき子ども司書養成講座の実施等数多くの新規事業に取り組みました。特にブックスタート事業の開始は、保護者から大変好評で、早い時期から絵本に触れ親しむことや、保護者による読み聞かせのきっかけづくりをすることができました。そして、子ども司書養成講座の実施により、図書委員会の児童が学校全体の読書活動のリーダーとなることで学校読書は更に推進されました。

なお、学校読書支援事業は、現在 20 小学校を4人の学校読書支援員で巡回支援していますが、児童へのより良い支援のためには、学校の司書教諭等との連携と役割分担の工夫や調整協議が必要です。また、中学校からの支援の要望もあり、より充実した支援ができるよう、事業展開をする必要があります。

第3章 子ども読書活動推進のための施策

子ども読書活動に関する現状と課題を踏まえ、以下の施策に取り組み、子どもの読書習慣づくり及び読書環境の整備に努めることとします。

これらの施策は、子どもの読書活動に関係する機関や団体が主体となって連携・協力しながら取り組み、柏崎市全体で子どもの読書推進を図ることが大切です。

1 「絵本で子育て」の推進（継続・充実）

乳幼児期において絵本の読み聞かせを通して、絵や言葉を感じ取り、感性や言語能力などを育むことは大変重要です。また、乳幼児期に親の懷に抱かれて親子一緒に絵本を楽しむことは、親子の大切なコミュニケーションの機会ともなります。

家庭や地域での子育てに絵本の読み聞かせを積極的に活用して健やかな子どもの成長を促すため、「絵本で子育て」の啓発活動やイベント等を展開します。

読み聞かせを週1日以上行っている保護者を現在の73.8%から6.2ポイント増やし、80%にすることを目指します。



「絵本で子育て」ロゴ

全体のハートをかたどっている形は、絵本で育まれる子どもの心や絵本で子育てする親の愛情を表現しています。



- (1) 「絵本で子育て」ロゴを、絵本読み聞かせや子育てイベントのチラシ・ポスター等で活用
- (2) 「絵本で子育て」推進ポスターの配布・掲示
- (3) 市ホームページ、園だより等に「絵本で子育て」推進の記事を掲載
- (4) 絵本イベントや読み聞かせ講座等の実施
- (5) 乳幼児健診等での絵本の読み聞かせや紹介
- (6) 年齢別のおすすめ絵本リスト作成、配布
- (7) ブックスタート事業の継続・充実
- (8) 絵本記録ノート「これよんで」等の配布及び活用促進



ブックスタート事業の様子

<主な取組主体>

図書館、子育て世代包括支援センター、保育課、文化・生涯学習課、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、小学校、読書ボランティアグループ、子育てサークル、書店



絵本記録ノート「これよんで」

2 「家庭読書(家読)」の普及・定着(継続・新規)

小中学校を中心に以前から「家庭読書(家読)」の普及活動に取り組んできました。この活動をより効果的に進展させるため、家庭における読書の時間を充実させる取組を推進します。また、中高生に向けた取組を行います。

「読書が好き・どちらかというが好き」という子どもの割合を、小学生では現在の88.3%から5ポイント増やし93.3%に、中学生では現在の82.6%から3ポイント増やし85.6%にすることを目指します。

また、家や図書館で1日当たり30分以上読書をする子どもの割合を、小学生では全国並みの40%に、中学生では過去5年間で最高だった37%を目指します。

- (1) 啓発チラシの作成・配布
- (2) 年代別おすすめリストの作成、配布
- (3) 読書手帳「かしわざきしよむっ子ノート」等の配布及び活用促進
- (4) 中高生向け「ティーンズブックコーナー」の充実(新規)
- (5) 中高生への読書推進(電子書籍の利用を含む)(新規)
- (6) 学校における朝読書や読書旬間行事の継続・充実



読書手帳「かしわざきしよむっ子ノート」
いつ、どんな本を読んだか記録するための手帳

<主な取組主体>

家庭、保育園・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、文化・生涯学習課

3 児童図書の整備と利用促進(継続)

子どもたちの身近な場所に本があり、いつでも手に取って読むことができる環境は大切です。図書館、学校、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、子育て世代包括支援センター等子どもたちの居場所には本を整備し、使用しやすい環境づくりを進めます。

- (1) 児童図書の購入、寄贈図書の受入
- (2) 子ども司書(読書リーダー)の養成・活用
- (3) 貸出文庫及び移動図書館事業の活用



子ども司書養成講座の様子
子ども司書とは・・・
本に親しみながら本の世界の知識を学び、読書の素晴らしさや大切さを友達や家族に伝える読書リーダーです。

<主な取組主体>

家庭、小学校、中学校、高等学校、図書館、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、子育て世代包括支援センター、放課後児童クラブ、地区コミュニティセンター

移動図書館の様子▶



4 読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用（継続）

図書館を始め、保育園・認定こども園・幼稚園、小中学校及び子育て支援施設等で活動する読み聞かせボランティアの養成、研修、ネットワークづくり及び活動機会拡充のための紹介・仲介等を行います。

- (1) 読み聞かせ講座の実施
- (2) 読書ボランティア研修や情報交換会の実施
- (3) 読み聞かせ希望団体等へのボランティア紹介及び仲介
- (4) 学校図書館ボランティアへの研修会の実施



絵本ボランティア



はじめての絵本セミナーの様子

<主な取組主体>

図書館、教育センター、小学校、中学校、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、子育て世代包括支援センター、子育てサークル

5 読書関係職員研修の充実（継続）

教育センターで行っている学校関係者向けの子ども読書推進のための研修会を継続実施します。また、保育園・認定こども園・幼稚園関係者向けの読み聞かせ講座や研修会を関係機関が連携して開催します。

- (1) 図書館教育研修会の実施
- (2) 読み聞かせ講座及び研修会の開催

<主な取組主体>

図書館、教育センター、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室



図書館教育講座の様子

6 学校図書管理システム導入の研究・検討（継続）

学校図書館の適切な資料管理や貸出状況の把握等のために、小中学校における学校図書管理システムの導入について、活用や維持等を含めた研究・検討をします。

<主な取組主体> 小学校、中学校、学校教育課、教育総務課

7 学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討と学校読書支援員による巡回支援（継続・充実）

平成9（1997）年の学校図書館法改正において12学級以上の小中学校の司書教諭が必置となり、また、平成26（2014）年の同法の改正では学校司書の配置が努力義務として定められました。しかし、クラス担任を兼ねることが多い司書教諭では子どもたちへの図書紹介や資料整備等を行うことが困難であるため、市立図書館（ソフィアセンター）が市内の全小学校へ学校読書支援員を配置し、巡回支援を開始しました。

今後も、専任の学校図書館担当職員（学校司書等）の配置を検討しながら、市内小学校へ学校読書支援員が巡回支援を継続します。

- (1) 専任の学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討
- (2) 学校読書支援員による巡回支援の継続・充実



学校読書支援員によるブックトーク
読書に興味を持たせ、幅を広げます。



学校読書支援員の読み聞かせに
聞き入る児童たちの様子

<主な取組主体>

小学校、中学校、学校教育課、図書館

8 学校図書館の施設及び資料整備の充実（継続）

平成29（2017）年3月に告示された小・中学校学習指導要領の総則「第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の中で、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させること」としています。

また、小学校学習指導要領の国語「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、内

容の取扱いについて、「本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本を適切に選ぶことができるように配慮すること」としています。このような内容を確実に実施できるよう、学校図書館の施設改善や資料整備の充実を図ります。

※補足説明「小学校学習指導要領解説 総則編 P91」

これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、(中略)学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。

<主な取組主体>

小学校、中学校、学校教育課、
教育総務課



整備が進んだ学校図書館の様子

書架に見出しを付け、分類ラベルを貼り、分類順に配架することで、児童自ら読みたい本を手にとるようになりました。また、新刊本など展示をすることで図書館の利用が増えました。

9 子ども読書活動の広報・啓発（継続）

毎年4月23日は「子ども読書の日」です。4月23日の「子ども読書の日」から3週間実施する「こどもの読書週間」を市ホームページ等で市民にお知らせし、子どもの読書活動普及を呼び掛けます。

また、保育園・認定こども園・幼稚園、小・中学校、高等学校、市立図書館（ソフィアセンター）、子育て支援関連施設等で絵本読み聞かせ等の読書関連行事開催を呼び掛け、子ども読書週間中の読書行事の充実を図ります。



絵本作家かんべあやこさん
原画展・おはなし会



新潟県子ども読書フォーラム
「ともだちや」の上演

<主な取組主体>

図書館、文化・生涯学習課、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、子育て世代包括支援センター、小学校、中学校、高等学校、読書ボランティアグループ

第4章 施策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

本計画に掲げた各施策を推進するための情報交換や協議等を行う「かしわざき子ども読書プラン推進会議」（以下「推進会議」という。）を市役所内の読書に係る課等で組織します。

また、推進会議の招集、協議のとりまとめ等の事務業務は、図書館で行います。

2 進行管理

本計画は年度ごとの進行管理を行い、実施状況は図書館協議会で毎年報告します。

同協議会は、家庭教育、社会教育、学校教育、地域の読書ボランティア関係者等で構成されており、各分野における様々な観点からチェックを行い、計画推進に関する意見等を推進会議に反映させていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）

（目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを見学又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、見学又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を見学又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、見学又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、見学又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

〔以下略〕

文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の

物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次柏崎市子ども読書活動推進計画
—かしわざき子ども読書プラン—

令和2（2020）年3月
発行：柏崎市教育委員会